相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市東光町三丁目二五番地、最後の住所大阪府守口市京阪本通一丁目七番二〇号　被相続人　亡　森　義通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十一日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階

相続財産管理人弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市崇徳院二丁目一四九番地八、最後の住所兵庫県尼崎市崇徳院二丁目一四九番地　被相続人　亡　新津　榮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十一日

兵庫県西宮市産所町一五番一四号西宮ロイヤルビル四〇一

相続財産管理人弁護士　安部　朋美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区南竹屋町二一〇番地、最後の住所広島市南区出汐一丁目四番六―二〇五号　被相続人　亡　杉本　眞弓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十一日

広島市安佐南区八木九丁目二五番三四―四〇三号、事務所広島市安佐北区可部四丁目一七番二一号

相続財産管理人　原田伊富美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市大町一六三〇番地、最後の住所愛媛県西条市神拝乙九二番地一　被相続人　亡　吉本千津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十一日

愛媛県西条市周布四二四番地三

相続財産管理人　司法書士　塩崎　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市香焼町四八一番地一、最後の住所長崎市香焼町四八一番地三五　被相続人　亡　一ノ瀬　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十一日

長崎市小江原二丁目二番一三号、事務所長崎市五島町五番四八号船用品ビル三階B

相続財産管理人　司法書士　宮川　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷一三一番地、最後の住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷九九五番地一二　被相続人　亡　亀澤　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十一日

長崎市麹屋町五番一号泉屋第一ビル三〇五号

相続財産管理人　吉田　修司

無縁墳墓等改葬公告

墓域内墳墓使用状況適正化のために無縁墓所等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十三年六月二十一日

一　墳墓等所在地　東京都台東区谷中一丁目五番三号

一　墳墓等の名称　上聖寺墓所

F四九五号渡邊家　E三七二号福田家　A一四一号松田家　E〇〇二号秋山家

一　死亡者の本籍

F四九五号不詳　E三七二号不詳　A一四一号不詳　E〇〇二号不詳

一　死亡者の氏名

F四九五号渡邊クラ　E三七二号福田ヨシ、福田孝一、他四佛　A一四一号松田初江　E〇〇二号秋山茂、秋山彦子

一　改葬を行おうとする者

東京都台東区谷中一丁目五番三号　宗教法人上聖寺　代表役員　豊田　英成

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一九四号　昭和四十七年十二月二十一日

㈡　商号　株式会社ワールドエキスプレス

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ワールドエキスプレス　東京都新宿区西新宿三丁目三番一二号　代表取締役　立野　和宣

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都新宿区西新宿三丁目三番一二号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十三年六月一日

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成23年６月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十三年六月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿